

54 明治期の政争

～地域利益誘導型政治の原型～

自由民権運動が敗北し、大同団結運動も失敗に終わった後の政党の動きについては、民権期の対権力的な華々しさに比べて地味な印象がもたれている。大日本帝国憲法が制定され、曲がりなりにも議会政治が行われるようになった明治後期、かつて自由民権運動を担った政治家たちは、はたしてどのような行動をとったのであろうか。

1 党争の発生

明治20年代（1887～96）における静岡県内の政治情勢についてみると、「静岡県ハ富士駿東郡ヲ除ク外、改進黨ノ勢力頗ル盛ニシテ、県會議員ノ多数ハ同党ノ占ムルトコロ、正副議長ハ勿論其他ノ役員悉ク之ヲ占有セリ」（『大橋頼摸一代記』）というように、立憲改進黨一進歩党系が自由党系に対して優勢であった。しかし、この時期は、基本的には藩閥政府 対 民党という対抗の図式が根底にあり、次に述べるような地域社会を巻き込んだ露骨な政党間の争いや政党員の獵官運動が顕在化するまでには至っていなかった。

民権運動以来の藩閥政府 対 民党という図式が崩れ、中央や地方における政治構造が大きく変化するのは、日清戦争後から日露戦争に至るいわゆる日清戦後経営期である。1898（明治31）年6月、進歩党と自由党との合同によって憲政党が結成され、隈板内閣が誕生した。しかし、日清

戦争後の帝国主義的發展を指向して「積極主義」

（軍備拡張・増税・産業の育成）を進める自由派（立憲自由党一自由党一憲政党一立憲政友会）と、地租増徴に反対し「消極主義」（民力休養・軍備縮小）をとる進歩派（立憲改進黨一進歩党一憲政党一憲政本党）との溝を埋めることはできなかった。そのため、憲政党はわずか4か月余りで分裂し、同年11月には進歩派は憲政本党を結成するに至った。この影響は、すぐに静岡県政にも現れた。静岡県会では、憲政本党の議員たちが自由派の加藤知事の更迭を図って予算案を否決し、12月には知事に対する不信任決議を行った。これに対して、加藤知事は県会を解散したが、選挙の結果、再び憲政本党の議員が多数派を占めた。そこで、加藤知事は進

〈史料1〉（県會議員選挙便益につき憲政党静岡支部通知）

拝啓仕候。陳者、加藤本県知事は止むを得ざる事情のため今回転任相成候得共、後任小野田知事は吾党に同情を表せらるゝは勿論、本部総務委員と西郷内務大臣との間に於て交渉の上、堅く内約の次第も御座候間、県下の黨員に採りては至大の便益も有之。殊に今回新任せらるべき池永書記官及び天野警部長は、孰れも自由派出身にして、本部の特に推薦する処に有之候得ば、吾党に便益を与ふるは申す迄も無之に付、寧ろ選挙及び党勢拡張上には一層の都合に相運び可申旨、本部より不取敢通牒の次第も有之候条、此際奮て党勢拡張に努められ候様精々御配慮被成下度、右御含迄に申進候間、可然御了承相成度。早々不尽。

明治卅二年八月十日

憲政党静岡支部

第五区憲政党見付事務所御中

右之通支部より通知有之候処、本文の義は秘密に属せる件に付、同志者以外には猥りに御洩し無之様、御注意相成度、念為申添候也。

明治卅二年八月十日

（『静岡県史』資料編18近現代三 63頁）

歩派色の強い郡長・警察署長・吏員を更迭し、代わりに自由派の者で態勢を固め、次回選挙への布石を打った。1899年8月、加藤知事の後任として来県した自由派の小野田知事は、〈史料1〉にみるように、進歩派への弾圧と選挙干渉を行った。その結果、両派の立場が逆転し、憲政党が

県議会において多数を占めるようになった。自由派は、県会議長・県参事会員・行政吏等の要職を独占して県官僚組織をおさえるとともに、道路建設等の土木事業を積極的に行い、資本主義的発展に対応する政策を推進した。その際、政党・行政吏・業者間の癒着による汚職や党勢拡大のための不正行為が横行した。さらに、党派間の対立が町村段階にまで持ち込まれ、町村が政争の場となり、党争に由来する数々の不正事件が起ることとなった。

2 党争に揺れる地域社会

なかでも、志波知事のもとで1902（明治35）年1月に発覚した中遠疑獄事件は、県政を揺るがす大事件となった。この事件は、磐田郡井通村・富岡村・福島村・天竜村（4か村とも現在の磐田市）の村長や助役らが、伝染病避病院・隔離病舎の建築にあたり、村費の負担を逃れるために、県政友会の力を得て、建築費を過大に申告して高額な補助金を受け、県税を騙取したというものである。自由派の地盤であった井通村や富岡村では、政党の力を背景とした県へのはたらきかけによって補助金を獲得した。福島村や天竜村の場合は、進歩派の勢力の強い地域であった。しかし、村の財政が苦しく、伝染病予防法（1897年）に基づく県からの指導によって、一刻も早く避病院を建設しなければならない状況に追い込まれていた両村にとって、補助金の交付はどうしても必要であった。そこで、福島村の村長らは、補助金交付の援助を得るために憲政党へ入党した。また、天竜村の村長と収入役にいたっては、憲政本党を脱党して政友会に入党した。さらに、同村では各字ごとに区長もしくは議員1、2名ずつの割り当てで入党した。両村とも、補助金の獲得にかかわる運動費・謝礼として、政友会中遠事務所へ補助金の一部を寄付した。事件で摘発さ

れた村は4か村であったが、実際には磐田郡下の多くの村々が援助を受けるために寄付を行っていた。憲政党一政友会は、こうした町村の事情に乘じ、多額の資金を集め党勢の拡大を図ったのである。〈史料2〉は、進歩派系の『静岡民友新聞』に掲載された記事である。検挙され裁判にかけられた村長らには、自分たち

（史料2）
『静岡民友新聞』明35・1・30
今回の疑獄に依りて政友会の悪徳陋態が実際に現はれ、県下の税政と党弊とは本社が論述したるよりも甚だしきは明白になりしより、中遠地方に於ても同党に愛想を尽すもの多きより、同会員等は奇々怪々なる口実を設けて醜類を弁護し、井通福島其他諸村の人民を惑はし居れり。其口実に曰く
今回の事件にて拘引された人々は全く村民の利益を計る為に罪を犯したるなり。決して自分の私利を計りたる次第に非らず。故に村民は拘引中の人々に見舞を送り、之が放免を祈るべし。又た夫の進歩派は之を發きて罪に落し、結局は補助金の残余を取戻され村民負担額をも徴収され、村民の迷惑寡ならずるべし云々
彼等の思想が是ほど誤り居ればこそ大胆なる犯罪をも為したるなり。（中略）若し之を善き事とせば、遂には国家の為とか政党の為とか又は公共団体の為とか口実を設けて、白昼盗賊の横行する世の中となる可し。否現に公益の横行するを見つゝあるなり。特に醜類は村民の利益のみを目的としたるにあらず。中には自己の利欲を計りたるものも寡ならず。縦ひ其悪業が村民の利益となりたればとて、詐欺を遂げ公金を盗みて得たる利益が永く保持するべきに非らず。遂には村名を汚すのみか村民の損失を招くは自業自得と云ふ可し。去にても「目的さへ善ければ手段の善悪を問はず」と云ふ星（星亨―引用者）一流の誤りたる思想が社会を害毒するとは実に恐るべきものあり。

の行為は村＝公のために行つたものであり、私利のためではないという意識があつた。だが、彼らの行為が真に「公」のためとはならないことは、記事にも述べられていとおりである。

以上のように、日本資本主義の確立期である明治30年代（1897～1906）に、自由民権運動の系譜をもつ政党が変質し、地域利益誘導型政治の原型が形作られたといえよう。

〈参考文献〉

原口清「日清戦争後における地方政治構造の変質過程―静岡県を中心として―」（『静岡県近代史研究』創刊号）

鈴木正行「地域利益誘導型政治家の原型 大橋頼模」（静岡県近代史研究会編『近代静岡の先駆者』静岡新聞社）